

緊急経済対策における中小・小規模事業者向けの施策の概要（抜粋）

国・県等より新型コロナウイルス感染症に係る小規模事業者向けの施策の概要が発表されましたのでお知らせいたします。なお、下記の施策は、令和2年度補正予算成立が前提となりますので、現在の所詳しい申請方法等が決まっていない施策もありますので、岡垣町商工会（Tel 093-282-0294）へご相談ください。

項目	内容		
雇用の維持	<p>○雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大 助成率：中小企業4/5（解雇等を行わない場合：9/10） 助成対象：雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象等 ※受給まで事業主での賃金の立替等が発生します。現在は、1日1人当たり8,330円までが上限、支給日数100日までが上限です。 *雇用調整助成金に関する相談窓口は以下のとおりです。（開設時間は同じ）</p> <p>① 開設場所：福岡助成金センター 雇用助成第1係 住 所：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階 電話番号：092-411-4701（内線4967）</p> <p>② 開設場所：福岡助成金センター北九州雇用調整助成金臨時窓口 住 所：北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎1階 電話番号：093-616-0860（直通）</p> <p>※相談・申請には予約が必要です。※緊急対応期間（4月1日～6月30日まで） 厚生労働省：雇用調整助成金→ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html 福岡労働局：https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/</p>		
	資金繰り対策：政府系金融機関	○日本政策金融公庫	
貸付対象者		新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、最近1か月間の売上高が5%以上減少している事業者	
制 度 名		コロナ特貸（マル普）	コロナマル経
貸付限度額		別枠 6,000 万円	別枠 1,000 万円
貸付利率		3,000 万円以内まで、当初3年間：災害利率▲0.9%（0.46%） 4年目以降：災害利率 3,000 万円超、全期間：災害利率（1.36%）	当初3年間：経営改善利率▲0.9%（0.31%） 4年目以降：経営改善利率（1.21%）
貸付期間（据置期間）		設備：20年（5年） 運転：15年（5年）	設備：10年（4年） 運転：7年（3年）
その他		○一定の条件（注1）に該当した場合、無利子化 ○一定の条件に該当した場合、SN貸付及び激変貸付から遡及適用可能 ○法人の場合、一定の条件に該当した場合、経営者保証を免除できる。	○一定の条件に該当した場合、無利子化（注1） ○一定の条件に該当した場合、一般マル経を遡及適用可能 ○商工会の推薦が必要 ・既公庫利用者及びマル経利用者 ・商工会での指導実績が必要
（注1）現在予定されている無利子化の要件は、次のとおり。			
適用対象			
日本政策金融公庫等のコロナ特貸及びコロナマル経若しくは商工中金による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方 ※借入後当初3年間で低減利率（▲0.9%）を適用した部分			
事業者の類型	要件		
個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る。）	要件なし		
小規模事業者（法人事業者）	売上高▲15%		
中小企業者（上記①②を除く事業者）	売上高▲20%		

<p>資金繰り対策：県関係</p>	<p>※セーフティネット保証4号（新型コロナウイルス感染症関連）について（岡垣町認定） 対象要件：岡垣町で1年間以上継続して事業を行っている。 新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1カ月間の売上高等が前年同月と比べて20%以上減少し、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期と比べて20%以上減少することが見込まれる。</p> <p>※セーフティネット保証5号について（岡垣町認定） セーフティネット保証5号は、全国的に業況が悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援するための国の制度です。通常の保証限度額とは別枠で80%保証を利用できます。</p> <p>対象要件 1. 指定業種に属する事業を行っていて、最近3カ月間の売上高等が前年同期と比べて5%以上減少している 2. 指定業種に属する事業を行っていて、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない。</p> <p>※中小企業者への危機関連保証について（岡垣町認定） 新型コロナウイルス感染症による影響を受け、資金繰りが逼迫している中小企業者の更なる救済措置として、町から危機関連保証の認定を受けることで、信用保証協会の通常の保証及びセーフティネット保証とは別枠で保証（100%保証）を利用できます。</p> <p>対象要件 新型コロナウイルス感染症に起因して、原則として最近1カ月間の売上高等が前年同月と比べて15%以上減少し、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期と比べて15%以上減少することが見込まれる中小企業者</p> <p>※福岡県新型コロナ感染者対応資金について（※融資の申込は金融機関） 対象要件：セーフティネット4号・5号・危機関連認定のいずれかに該当する融資を受けた方。 融資限度額：3,000万円　融資利率：1.3%（利子補給により実質0%となる） 保証料率：0.85%（全額補助の為実質0%となる） 融資期間：10年以内（据置期間5年以内）　担保：不要</p>
<p>事業継続等への支援</p>	<p>国 持続化給付金として、事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主は上限100万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。 ※概要 ⇒ 経済産業省（持続化給付金） https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf ※申請 ⇒ https://www.jizokuka-kyufu.jp/</p> <p>県 福岡県持続化緊急支援金として、国の「持続化給付金」の対象とならない事業者（事業収入が前年同月比30%以上50%未満減少）について、法人は上限50万円、個人事業者は上限25万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。 ※概要 ⇒ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/111838.pdf ※申込 ⇒ https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/s/RegisterEmail</p> <p>町 岡垣町緊急つなぎ給付金として、国の「持続化給付金」または「福岡県持続化緊急支援金」の対象になる方（事業収入が前年同月比30%以上減少した事業者）について、法人は上限20万円、個人事業者は上限10万円の範囲内で、前年度の事業収入からの減少額を給付する。 岡垣町 HP ⇒ http://www.town.okagaki.lg.jp/s027/050/030/110/20200424135445.html</p> <p>休業等協力店舗支援金 町内に施設（店舗）があり、県の休業等要請に基づき「休業」または「時短営業」に協力している事業者に、1店舗あたり10万円（※町内で</p>

	<p>2店舗以上経営する事業者は上限20万円)を町独自の支援金を支給する。 岡垣町 HP ⇒ http://www.town.okagaki.lg.jp/s027/050/030/120/20200509104838.html</p> <p>#岡垣エール飯テイクアウト・デリバリー情報 http://www.town.okagaki.lg.jp/010/130/20200417133749.html</p>
<p>税 制 措 置</p>	<p>収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料の納付猶予制度の特例</p> <p>国税 ⇒ https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm 地方税(岡垣町) ⇒ http://www.town.okagaki.lg.jp/s014/020/011/150/20200129153518.html 厚生年金保険料 ⇒ https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html 国民年金保険料 ⇒ https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html 労働保険料 ⇒ https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000619179.pdf</p> <p>中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置(2分の1又はゼロ)</p> <p>問合せ先 固定資産税等の軽減相談窓口 : 0570-077322</p> <p>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長、特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税等</p> <p>国税庁 ⇒ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/inshi/index.htm</p>